

被災者生活再建支援制度の拡充を求める 100万筆署名を成功させよう。

1

東日本大震災被災者の願い



応急仮設住宅での暮らしは限界

40万人以上が被害を受け、家を失った被災者のうち、26万人が今なお、応急仮設住宅やみなし仮設住宅で暮らしています。プレハブの応急仮設住宅は、防音や断熱、結露などの問題があり、2年という期限を想定した応急避難的な仮の住まいです。応急仮設住宅での生活はもう限界にきています。

被災者の生活再建は、住宅の再建から

災害公営住宅の建設や被災地での自宅建設は、岩手や宮城の場合2014年3月末にやっとがれきの撤去が終了したばかりで、土地問題や人員・資・機材不足などの理由で遅っていました。しかし、2014年度からは、仮設住宅から自宅建設や災害公営住宅への入居がすすんでいきます。これからは、「自己資金」のメドが立つか否かで、「自宅再建」か「災害公営住宅」か「借家住まい」かに分かれます。安定した住居がなければ、将来の生活設計も希望も持てません。

住宅の再建が、地域社会を支える

住宅の再建なしには地域社会も再生されず、住宅の自力再建を公的に支援することは、地域づくりに大きく貢献します。移転する人が多ければ、住民が減少し、地域の活力やコミュニティが失われ、復興が遠のくことが危惧されます。すでに被災市町村では、自力再建を促すため独自財源で支援しています。しかし、財源確保がきびしく被災自治体によって格差が生じています。

支援金の増額などを国に求める 「100万筆署名」をスタート

東北6県の生協連では「被災者生活再建支援法」の拡充をはじめ東日本大震災被災者の実情にあった制度の拡充を国に求めるにしました。制度の拡充は、全国で多発する自然災害の救済を広げることにも繋がります。

「被災者生活再建支援法」は1998年に成立以来、度重なる災害と切実な住民の要望と運動により、2回改正されてきました。2007年に改正された際には、4年後の2011年度には制度の拡充に向けて見直すことが附帯意見とされました。しかし、東日本大震災の発災により、検討はされたものの見直しにはいたっていません。今こそ、東日本大震災の被災者の実情にあった制度に見直すべきです。

全国の生協や関係する諸団体の皆さんと力をあわせ、100万筆の請願署名を達成し、支援制度の拡充を国に求めましょう。